

高野町営住宅入居者の募集について

高野町営住宅入居者を下記により公募します。

高野町長 平 野 嘉 也
(公印省略)

記

高野町営住宅入居者募集要項

1. 募集内容

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備 考
うぐいす谷 団地3号棟	203号	木造 2階建 (2DK)	① 22,400円 ② 25,800円 ③ 29,500円	④33,300円 ⑤38,000円 ⑥43,900円	平成30年 3月中旬	家賃 + 共益費 2,500円

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備 考
凌雲団地 3号棟	104号	中層 耐火 (3DK)	① 12,000円 ② 13,800円 ③ 15,800円	④17,900円 ⑤20,400円 ⑥23,600円	平成30年 3月中旬	家賃 + 共益費 1,500円

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備 考
凌雲団地 6号棟	302号	中層 耐火 (3DK)	① 12,400円 ② 14,300円 ③ 16,400円	④18,500円 ⑤21,100円 ⑥24,300円	平成30年 3月中旬	家賃 + 共益費 1,500円

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備 考
凌雲団地 7号棟	102号	中層 耐火 (3DK)	①12,200円 ②14,100円 ③16,100円	④18,200円 ⑤20,800円 ⑥24,000円	平成30年 3月中旬	家賃 + 共益費 1,500円

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備 考
桜団地 2号棟	102号	中層 耐火 (3DK)	①14,800円 ②17,000円 ③19,500円	④22,000円 ⑤25,100円 ⑥29,000円	平成30年 3月中旬	家賃 + 共益費 1,500円

※ 家賃は、入居世帯全員の所得額により定まり、その月収額により、①～⑥段階になります。
(8. 家賃の額を参照)

2. 敷金

入居時の家賃の3カ月分

3. 入居申込み資格について

町営住宅は、一定基準の収入以下で、住宅に困窮している方への賃貸を目的に建設されています。そのため入居申込みには制限があり、次の要件を全て満たしていることが条件になります。

- (1) 高野町内に住所又は勤務場所を有するもの。(入居した場合には必ず入居団地に住所を異動すること。)
- (2) 一定の基準以下の月収額であること。(入居収入基準参照)
- (3) 現に住宅に困窮している方であること。(所有する住宅がないこと。)
- (4) 町税を滞納していない方で、家賃及び敷金を支払う能力を有する方であること。
- (5) 申込者及び同居人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 上記基準を満たしていれば単身でも入居が可能です。

4. 入居収入基準

申込み世帯全員の合計所得による計算(控除を減額)後の月収額が、一般世帯は158,000円以下、または裁量世帯は214,000円以下でないと公営住宅には申し込みは出来ません。(入居基準算定方法の別表1を参照)

5. 裁量世帯について

次のいずれかに該当する場合は裁量世帯(月収額が214,000円以下の世帯)に該当します。

- (1) 入居者または同居者に心身障害者(身体障害者手帳1～4級程度、精神障害者保健福祉手帳1～2級程度、知的障害の程度が重度(A1、A2)又は中度(B1))がいる場合
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に義務教育終了までの子供がある場合
- (4) 入居者または同居者に戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者がいる場合

6. 選定方法

- (1) 入居申込者が募集戸数を超えたときは、公開の抽選により入居予定者及び入居補欠者を選定します。
- (2) 入居予定者については、再度入居資格を調査し入居を決定します。また、入居補欠者については、空き家が生じ入居予定者となった時点において、再度入居資格を調査し、入居の決定をします。入居補欠者である間に入居資格を喪失された方は、入居の決定を受けられません。

7. 申込みに必要な書類

- (1) 「町営住宅入居申込書」
- (2) 「平成29年度(平成28年分)町・県民税課税証明書若しくは非課税証明書」(所得金額と控除内容が記載のもの)入居者及び同居者全員分(中学生以下を除く)
- (3) 入居者及び同居者全員の住民票
- (4) 入居者及び同居者の町税納税証明書
- (5) 「その他の必要書類」身体障害者手帳等の写し、その他の証明書

申込み等の日程

申込みの受付	期 日	平成30年 2月 1日 (木) 9時から 平成30年 2月23日 (金) 17時まで
	場 所	高野町役場

公開抽選	日 時	平成30年 3月 5日 (月) 午後1時30分から
	場 所	高野町役場2階 会議室

8. 家賃の額

		月 収 額	募集住宅家賃の欄の番号
一定の要件に該当 する世帯の入居可 能収入基準 (裁量世帯は ①～⑥)	一般の入居 可能収入基準 (一般世帯は①～④)	0円 ～ 104,000円	①の額
		104,001円 ～ 123,000円	②の額
		123,001円 ～ 139,000円	③の額
		139,001円 ～ 158,000円	④の額
		158,001円 ～ 186,000円	⑤の額
		186,001円 ～ 214,000円	⑥の額
		214,001円 ～	入居資格がありません。

入居基準算定方法 (別表1参照)

◎ 4人世帯 (夫婦2人、高校生1人、大学生1人) 源泉徴収票等に記載の給与所得控除後の金額が340万円の世帯

1. 本人以外の同居者は1人38万円の控除が出来ます。38万円×3人=114万円
2. 高校生・大学生は特定扶養親族で1人につき25万円の控除が出来ます。
3. 1ヶ月の金額を算出するには $340\text{万円} - (114\text{万円} + 25\text{万円} \times 2\text{人}) = 176\text{万円}$
 $176\text{万円} \div 12\text{ヶ月} = \underline{146,666}\text{円}$

※ この世帯は**一般世帯 158,000円以下**ですので申込みや入居が可能です。

◎ 5人世帯 (夫婦2人、中学生1人、小学生2人) 源泉徴収票等に記載の給与所得控除後の金額が夫婦で合計400万円の世帯

1. 本人以外の同居者は1人38万円の控除が出来ます。38万円×4人=152万円
2. 義務教育終了までの子供を育てている場合は裁量世帯となります。
3. 1ヶ月の金額を算出するには $400\text{万円} - (152\text{万円}) = 248\text{万円}$
 $248\text{万円} \div 12\text{ヶ月} = \underline{206,666}\text{円}$

※ この世帯は**裁量世帯 214,000円以下**ですので申込みや入居が可能です。

控除額一覧表（別表1）

控除対象	範 囲	控 除 額
同居親族等	申込者本人を除く同居者	1人につき38万円
同居していない扶養親族	同居していない所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族	1人につき38万円
老人扶養親族	扶養親族及び同一生計配偶者で、70歳以上の者	1人につき10万円
特定扶養親族	扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の者	1人につき25万円
障 害 者	次に該当する者で特別障害者でない者 ・身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等	1人につき27万円
特別障害者	障害者のうち、次に該当する者 ・身体障害者手帳1級、2級 療育手帳A1、A2 ・原爆被爆者被認定者 ・戦傷病者手帳特別項症～第3項症 精神障害者保健福祉手帳1級 等	1人につき40万円
寡 婦	①②のいずれかに該当する寡婦 ①生計を一つにする子があること ②所得が500万円以下で、死別又は離婚後婚姻していない方	1人につき27万円 (所得が27万円未満の時はその額)
寡 夫	①②のすべてに該当する寡夫 ①生計を一つにする子があること ②所得が500万円以下で、死別又は離婚後婚姻していない方	

注 意 事 項

- (1) 入居予定者及び入居補欠者は、その権利を他の人に譲ることはできません。
- (2) 入居の際は、2名の連帯保証人（高野町在住者）が必要です。なお、連帯保証人のうち1名について、入居者の親族（4親等以内）の方は町外でもよい。
- (3) 毎月分の家賃はその月の末日までに納付していただきます。
なお、3カ月以上家賃を滞納されますと、住宅の明け渡しを請求します。
- (4) 家賃の額は、毎年度、入居者及び同居者（16歳以上の方）の収入申告により、その所得額に応じて家賃を決定します。
- (5) 入居時の同居者以外の者を同居させる場合は、町長の承認が必要です。

詳しいことは役場 建設課 住宅係 清水・溝端（TEL 56-2934）までお問合せください。